

令和7年12月10日

会員各位

一般社団法人徳島県トラック協会

会長 湯浅 恭介

(公印省略)

飲酒運転の根絶に向けて

国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2025」において、飲酒運転ゼロを目標に掲げ取り組んでいるところですが、本年9月現在、全国で27件もの事業用自動車での飲酒事故が発生しています。

ご承知のとおり、事業用自動車による飲酒運転は、ドライバーに対する厳しい罰則だけでなく、事業者も厳しい行政処分を受けることとなり、社会的信用が失墜し、経営にも大きな影響を及ぼすこととなります。

昨今、社会的に必要不可欠な事業として認められている運送業界ですが、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることとなり、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

つきましては、令和7年度年末年始の交通安全県民運動期間中（12/10～1/10）、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るために、下記内容について再確認・再徹底いただくとともに、社内で飲酒運転追放を呼びかけ、役員を含む全社員が「飲酒運転ゼロ宣言」への署名を実施いただきますようお願い申し上げます。

記

- 乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、運行中（会社を出て会社に帰ってくるまで）は飲酒を絶対行なわないなど、必要に応じた社内ルールの見直しを行う。
- 交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
- 飲酒運転による交通事故を一掃していくために、職場において、互いに飲酒運転追放を呼びかけ、「飲酒運転ゼロ」を徹底することを宣言する。

※別紙宣言書に役員を含む全社員が署名することにより飲酒運転根絶を図る。

【添付書類】

- ◆飲酒運転が事業者に及ぼす影響
- ◆飲酒運転がドライバーに及ぼす影響
- ◆飲酒運転ゼロ宣言

違反事業者には厳しい行政処分が

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。飲酒運転防止の徹底を図るため、行政処分基準が改正され、ドライバーが飲酒運転をした場合において、会社が飲酒運転禁止に係わる指導監督を怠っていた場合や点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容が見直され、令和6年10月1日から適用されることになりました。

また、勤務時間等基準告示の遵守違反と点呼の未実施の場合の扱いも見直され、勤務時間等基準告示の遵守違反の場合は未遵守6件以上から、点呼の未実施の場合は未実施20件以上から、それぞれ累進制が導入され、初違反、再違反ともに1件ごとに車両の停止日車数が積み上げられることになります。

こうした日車数が積み上げられることにより、事業許可の取消し基準である800日車（80点）を超える可能性も十分にありますので、事業者はさらなる飲酒運転防止対策の推進および法令遵守の強化を図っていくことが求められます。

処分量定の引き上げ

●勤務時間等基準告示の遵守違反

	改正前	改正後
未遵守計 5件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未遵守計 6～15件	初違反 10日車 再違反 20日車	未遵守6件以上 初違反1件2日車 再違反1件4日車
未遵守計 16件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

●点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未実施計 20～49件	初違反 10日車 再違反 20日車	未実施20件以上 初違反1件1日車 再違反1件2日車
未実施計 50件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

行政処分基準の改正

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

●指導監督義務違反（新設）

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

●点呼実施義務違反（新設）

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。



事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して3日間の事業停止

飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

飲酒運転に対する罰則

事故を起さなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
*免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上 → 25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満 → 13点

免許停止
(90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
- | | |
|------|----------------|
| 死亡事故 | → 1年以上20年以下の懲役 |
| 負傷事故 | → 15年以下の懲役 |

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
- | | |
|------|------------|
| 死亡事故 | → 15年以下の懲役 |
| 負傷事故 | → 12年以下の懲役 |

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、○○運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)

第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。

(以下、略)

交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、○○物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)

第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

● 懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

飲酒運転 ゼロ宣言



彼らは、飲酒運転による交通事故を一掃していくため、職場や地域において、互いに飲酒運転追放を呼びかけ、次の3点を遵守し、「飲酒運転ゼロ」を徹底していくことをここに宣言します。

- 1.飲酒した場合には、絶対に車の運転をしません。
 - 2.車の運転をする人には、絶対に飲酒をさせません。
 - 3.飲酒して車を運転することは、断じて許しません。

令和 年 月 日

氏名



徳島県飲酒運転撲滅キャンペーン

